

答申第 11 号

「弁護士会照会に関する書類の保有個人情報部分開示決定に係る審査請求 に対する裁決」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第 1 審議会の結論

栃木県警察本部長が行った、弁護士会照会に関する書類の部分開示決定のうち、照会事項及び照会を求める理由の全部を非開示としたことは妥当ではなく、照会事項に記録されている弁護士の印影を除き、その余の部分については開示すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求書の提出

審査請求人は、栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成 26 年 11 月 12 日付けで栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、「平成〇年〇月〇日から請求日までの私の交通事故に係る弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に関する書類（照会書、回答書、委任状 等）」を内容とする、保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対する保有個人情報について、「弁護士法による報告請求の件」（以下「公文書 1」という。）、「照会の回答について（回答書）」、「ご照会」（以下「公文書 2」という。）及び「照会結果の回答について（回答書）」の 4 つの公文書に記録された審査請求人の情報を特定の上、平成 27 年 1 月 8 日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月 6 日付けで栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件請求に対して非開示とされた公文書 1 のうち照会事項及び公文書 2 のうち照会を求める理由の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び口頭意見陳述による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- ア 照会事項と照会を求める理由のすべてが開示されないのは理解し難い。条例第 15 条第 3 号を理由に開示をしないのであれば、これらの文書の中で本号に該当しない部分は開示すべきと考える。
- イ 実施機関が開示決定等理由説明書において説明する「弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）の照会手法が第三者の知るところとなれば、同弁護士会等の競争上の地位を害するおそれがある」という理由は理解し難い。本件に係る照会は、物件事務報告書という限定された文書の照会をしているだけのことであり、その照会手法も何もないので、非開示理由とは全く関係がない。

第 4 実施機関の主張要旨

諮問庁の開示決定等理由説明書及び実施機関の意見聴取による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求に係る全面非開示とした部分及び理由

(1) 全面非開示とした部分

- ① 公文書 1 の照会事項
- ② 公文書 2 の照会を求める理由

(2) 全面非開示とした理由

法人等に関する情報又は審査請求人以外の事業を営む個人の事業に関する情報であって、開示することにより、法人等又は当該個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第 15 条第 3 号に該当する。

2 具体的な判断

- ア 照会事項及び照会を求める理由は、審査請求人が当事者となった交通事故の発生状況等を調査するために、〇〇及び〇〇弁護士会が弁護士会照会を〇〇警察署宛てに行った際に発出した文書である。
- イ これらの文書には、審査請求人が当事者となった交通事故の発生状況等を警察に照会するための事項が記載されており、同弁護士会が警察に対して行う照会手法が余人をして分かる内容になっている。
- ウ 弁護士会照会自体が、同弁護士会及び照会を申し出た弁護士（以下「弁護士会等」という。）の権利に関わるものであり、照会事項と照会を求める理由は、一般に公開することが予定されていない文書である。
- エ 弁護士会照会の照会手法が、照会先である警察と当該照会のやり取り

りを行った弁護士会等以外の第三者の知るところとなれば、弁護士会等の競争上の地位を害するおそれがある情報と認められたため、条例第15条第3号に該当する。

第5 審議会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から審査請求人を当事者とする交通事故の事件処理に係る依頼を受けた弁護士が、所属弁護士会に対して弁護士会照会を申し出た際に作成等をした文書であり、当該申出を適当と認めた弁護士会が、実施機関に対して弁護士会照会を行った際の添付文書である。

本件対象保有個人情報は、本件請求に対して実施機関が本件処分により非開示とした次の情報であると認められる。

- ① 公文書1のうち、照会事項の記録の全部
- ② 公文書2のうち、照会を求める理由の記録の全部

3 具体的な判断

実施機関は、本件対象保有個人情報について、開示することにより、弁護士会等の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第15条第3号に該当するとし、その全部を非開示としていることから、以下その妥当性について検討する。

(1) 条例第15条第3号について

本号は、「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、同号イの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と同号ロ「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされ

ているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示とすることを定めている。また、同号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を同号の非開示情報の例外として開示することを定めている。

(2) 条例第15条第3号の該当性について

ア 当審議会が、本件対象保有個人情報を見分したところ、照会事項には、弁護士会照会を申し出た弁護士、審査請求人を当事者とする交通事故の日時、場所及び弁護士会照会により回答を求める事項などの情報が記録されていた。また、照会を求める理由には、審査請求人を当事者とする交通事故の当事者、当事者の主張及び弁護士会照会をする必要性などの情報が記録されていた。

イ 本件対象保有個人情報を本号に該当するとした実施機関の判断について検討すると、本件対象保有個人情報のうち、照会事項に記録されている弁護士の印影を除いた部分については、弁護士会照会をする弁護士会が照会先に回答を求めるための定型の事項が記載されているに過ぎず、弁護士会等の競争上の地位を害するおそれのある照会手法や営業上の秘密及びノウハウ等に関わるような事項が記載されているとは言い難い。したがって、これらの情報は、開示することにより、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、本号イに該当せず、また、同号ロに該当しないことは明らかであるので、開示すべきである。

ウ 照会事項に記録されている弁護士の印影については、これを開示することにより、偽造され第三者に悪用されるなど、事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないことは明らかであるので、非開示とすべきである。

4 結論

以上のことから、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

・ 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 4 月 1 日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 4 月 23 日	・ 実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成 27 年 7 月 27 日 (第 52 回審議会)	・ 事務局から経過概要等の説明 ・ 審議
平成 27 年 9 月 1 日 (第 53 回審議会)	・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 10 月 6 日 (第 54 回審議会)	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議
平成 27 年 11 月 10 日 (第 55 回審議会)	・ 審議
平成 27 年 12 月 8 日 (第 56 回審議会)	・ 審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

氏 名	職 業	備 考
秋山 伸恵	医師	
田中 重夫	元宇都宮女子高等学校長	会長職務代理者
塚本 純	宇都宮大学教授	会長
本山 路子	NPO 法人とちぎ消費生活サポートネット 理事	
安田 真道	弁護士	

(五十音順)